

食品安全モニターからの随時報告（平成25年1月～3月分）

－ 全報告（要旨）の一覧 －

<記号等の凡例>

- ・「◎」・・・関係省庁に回答を求めたもの
- ・「●」・・・関係省庁に回付を行ったもの

- ・【食安】・・・食品安全委員会事務局（情報・勧告広報課・・・【勧】、評価第一課・・・【一】、評価第二課・・・【二】）
- ・【厚】・・・厚生労働省
- ・【農】・・・農林水産省
- ・【消】・・・消費者庁
- ・【文科】・・・文部科学省

- ・受付時の報告番号・・・例「(001)」等と表記

（注）複数の分野に関係する報告を含む場合については、その報告について主たる報告と考えられる分野に分類しています。

《生食肉》

- ◎生食用牛肉においては、これまで各店舗で個別に調理管理していたものを、加工場で集中管理させることで厚生労働省の規制基準をクリアできたが、工場から出荷された後の流通、店舗提供までの間における管理が安全に行われるのか疑問があるので、流通段階の管理を徹底させるべきとの意見。(225)【厚】
- ◎衛生的に管理された工場でパック詰めをして、各店舗で調理せず、客が開封して食す形でユッケの提供が可能となったが、このルールが守られるように国からの監視が必要との意見。(230)【厚】

《リスクコミュニケーション》

- 「20 か月齢以下」から「30 か月齢以下」に輸入規制を緩和する際は、科学的

な根拠を示して丁寧な説明が必要との意見。(211)【厚・農・消・食安(勸・二)】

- ◎(3) 各省庁の連携について、輸入の問題など、評価と管理の隙間の部分を埋め、全体を総括する部門が必要ではないか。また、大阪のBSE説明会では、各省庁それぞれ資料は豊富で申し分なかったが、説明は業界等のレベルに合わせられ、素人が発言しにくい雰囲気があった。会合の運営は、消費者との接触の多い省庁が担当するのが望ましいのではないかと意見。【厚・農・消・食安(勸)】
- 「リスク」について正しく理解してもらうためには、地方自治体が行う意見交換会等に食品安全委員会から講師を派遣するような取組みを積み重ねていくことが重要であるとの意見。(215)【食安(勸)】
 - BSEに関する説明会では、説明サイドと参加者との間でコミュニケーションが取れていないと感じた。説明者は、参加者について、関係省庁の役割やリスクコミュニケーションといったものの理解が十分でない方が一般的であることを前提とした進行をすべきとの意見。(216)【厚・食安(勸)】
 - 食品安全委員会ホームページに掲載されている「食の安全ダイアル」に寄せられた質問件数があまりに少ないように感じる。良い取組みなので、もっと「食の安全ダイアル」の宣伝をすべきとの意見。(218)【食安(勸)】
 - 食品を飲食する消費者の知識向上については、行政が主体となって、学校での授業や地域社会での消費者の集まりでの教育が重要であるが、行政が作成するパンフレットなどは非常に難しいため、人気漫画や著名な解説員に協力を求めて消費者の理解・関心を引き付ける手法を求める意見。(233)【厚・消・農・食安(勸)】
 - 2月初めに厚労省と消費者庁の共催で開催された「輸入食品、特に輸入牛肉の安全確保対策に関する意見交換会」に出席したが、事前に決まっているスケジュールに沿った、形式的なものと感じた。事前に決めたリスク管理措置の説明だけではなく、国民の理解を十分に得る努力が必要であるとの意見。(236)【厚・消】

《食品表示》

- 現在、食品表示部会では、誤差許容範囲の緩和や表示義務の拡充などについて議論されているが、それぞれ一長一短があるので、表示を複雑にするのではなく、消費者と製造者の双方にとってシンプルで分かりやすい仕組みにすべきとの意見。(202)【消】
- 健康食品では効果効能を謳うことはできないが、実際にはかなり際どい表示

- がされていることから、表示規制する基準を明確にすべきとの意見。(203)【消】
- 米や野菜の産地を偽装する事例が後を絶たない。関係省庁は監視体制の強化をすべきとの意見。(204)【消・農】
 - 高齢者にとって食品に記載されている表示は小さく見にくいので、大きく記載することを求めるもの。(207)【消】
 - 加工食品の原料原産地表示は、消費者の商品選択に役立つというメリットがあるが、一方、コスト増加による価格上昇や誤字表示による回収・廃棄の増加などのデメリットもあるということを消費者に正しく理解できるようにリスクコミュニケーションの実施を求めるもの。(210)【消】
 - 現在の食品表示は、食品衛生法、日本農林規格法などで決められているが、義務表示、任意表示等が混在しており、消費者からすると分かりにくいものとなっていることから、消費者等からの問い合わせに対応するためのワンストップ的に扱う部署の設置等を求めるもの。(217)【消】
 - 食品添加物製剤では成分及び重量%を表示することが義務付けられているが、他社に真似されないよう実際の配合割合と異なる表示をしている場合があるため、こうした不正を防ぐためには、製造現場への立ち入りをし、製造レシピと商品配合の表示整合性の確認など、踏み込んだ監視指導を行う必要があるという意見。(220)【消】
 - グルコサミンは血糖値を上げるなどの作用があることから、摂取する際の注意事項として、「糖尿病の方はあらかじめ医師に相談すること」等の表示を義務付けるべきとの意見。(221)【消】
 - 果実などでは「防かび剤」が使用されていることがあるが、店頭で使用されている表示を見かけることは少なく、果皮を食することもあるので表示義務付けるべきとの意見。(228)【消・厚・農】
 - 食品表示は、一括表示事項だけでなく、その他の表示事項も増えており、概ね小さな文字で表示されることが多いため、表示内容をロゴ化するなど、だれでも一目で理解できるような仕組みすべきとの意見。(231)【消・厚・農】
 - 対面販売では表示義務がないが、食物アレルギーがある場合を考えると加工食品の原材料等表示の義務化をすべきとの意見。(234)【消】
 - 店頭で野菜の産地表示が行われていたが、2か所の産地のものが混載されていてどこの産地が不明瞭な場合があるため、簡単なテープでも良いので産地が明確にわかるように表示させるべきとの意見。(241)【消】
 - 加工食品の保存方法の表示について、「常温で保存してください」など表示されている場合があるが、常温は25℃以下のことで、実際の流通経路では30℃を超えることも多く、適切な温度の設定と表示が必要との意見。(242)【消】
 - 特定保健食品の広告において、誤解を招く可能性がある広告がなされている

ことから、もう少し科学的根拠に基づいた広告・宣伝を行うよう指導することや消費者が誤った解釈をしないよう注意喚起を行うことを求めるもの。

(244)【消】

- 食品表示の監視指導を実質的には厚労省（保健所）や農水省（農政局）に任せており、指導判断が異なる場合があることから、食品表示の監視指導業務の組織と人員を消費者庁に一元化するべきとの意見。(247)【消・厚・農】
- 食品表示について見直しが進められているが、記載する項目が増加する一方であり、本当に必要な表示が見にくくなってきているため、表示事項を厳選することを求めるもの。(248)【消】
- 品質表示基準の名称表示では、基本、一般名称とされているが、一部品種名も一般的であれば可となっている場合がある。品種名だけでは判断つかない場合もあるので一般名称との併記をすることを求めるもの。(250)【消・農】

《アレルギー物質》

- 小学校の給食を食べた女兒がアナフィラキシーショックで亡くなったが、食物アレルギーをもつ児童に対して、担任がどう対応すべきかを示したマニュアルを作成し、各学校に周知すべきとの意見。(205)【文科】
- 小学校の給食でアレルギーのため死亡するという痛ましい事故があったが、今後こうした事故を防ぐためには、学校と家庭との情報共有が重要であるとの意見。(219)【文科】
- 小麦のアレルギーを持つ消費者が多くなってきていることから、こうした消費者が安心して食べられる米粉食品の推奨と普及を進めるべきとの意見。(226)【農】
- 近年のさまざまな食物アレルギーによる発症例が見られるため、食材を素手で扱うことでアレルギー反応が出る場合があることを注意喚起するべきとの意見。(237)【厚・消】
- 学校給食における食品アレルギーの事故が後を絶たないが、食は厚労省、学校給食は文科省とそれぞれの役割で分けられており、両省に属さない食品安全委員会が第三者的な立場でアレルギーになる食品についてチェック項目を増やし、給食システムの構築を目指すべきとの意見。(246)【文科・厚・食安】
- 学校給食を食べて女兒が死亡するという事故が起きたが、文科省は平成20年の指針を見直し、自治体は教職員を教育するとともに、給食食材の商品情報とアレルギーを持つ子供の情報を一元的に管理するシステムを導入することを求めるもの。(258)【文科】

《食中毒》

- 病院等施設でのノロウイルス集団感染や仕出し業者の弁当で集団食中毒が発生しているが、こうした食品調理施設などに勤める職員に対して、行政側から基本的な衛生管理の教育等を求めるもの。(212)【厚】
- ノロウイルスによる集団食中毒が発生しているが、大量調理施設で食中毒を防ぐには、そうした施設に出入りする全ての人がウイルスの特性を理解し、予防に努めることが大切との意見。(222)【厚】
- デコレーション弁当が流行しているが、食材に触れる時間も長く、傷みが心配されるため、食中毒の危険性を知らせるべきとの意見。(229)【厚】
- 漬物の食中毒を発生させないために、漬物製造設備を重点監視設備に選定し、衛生管理を監視すること重要との意見。(243)【厚】
- ノロウイルスの発生に関して、感染者が10人未満の場合などは公表しないとも聞いたが、たとえ少人数でも感染者が出た場合は公表してもらいたいとの意見。(249)【厚】

《放射性物質》

- 食品中に含まれる放射性物質の検査を行い、「安全」と確認された農産物であっても、特定の都道府県によっては敬遠されている現状があることから、国は必要以上に問題視する状況にないこと等をもっと広報すべきとの意見。(208)【厚・農・消・食安(勸)】
- 被災地周辺では放射性物質の除染が進み、徐々に農産物からの検出も少なくなってきたが、安全性の確保の観点から検査を継続するとともに、被災地周辺だけでなく、全国の産地で抜き打ち検査を行うことを求めるもの。(255)【厚】

《食品添加物》

- 既に許可されているカルシウム塩の使用基準と、今後許可される方向で検討されているカルシウム塩との使用基準が異なるので、整合性のある使用基準の設定をすべきとの意見。(223)【厚・食安(一)】

《BSE》

- 国産牛のBSEのリスク評価は、最新の科学的知見に基づき行われているが、散発的に発生する非定型BSEの発症原因は明確になっていない現状があるため、非定型BSEの感染・発症の科学的根拠を明らかにすることを求めるもの。(256)【食(二・勸)】

《その他》

- ブドウ糖果糖液糖を多く含む清涼飲料水を大量に摂取すると、体内では急激に血糖値が上昇し、それが糖尿病などを引き起こす可能性があることから、清涼飲料水の飲み方を注意するよう広く呼びかけるべきとの意見。(206)【消】
- 野菜や果物など主要生鮮食品に対してトレーサビリティシステムを導入していくと聞くが、それらの履歴情報としてだけでなく、国民に役立つ知識情報として提供していくべきとの意見。(213)【農】
- 各種肥料や農薬が数多く売られているが、これらの製造法や安全基準を満たしていることが分かるように、業界団体等のホームページに掲載すべきとの意見。(224)【農】
- 対面販売においては、包装された加工食品のような表示義務はなく、衛生検査も不足しているため、衛生講習や定期検査などを随時実施し、認証を与える制度を作るべきとの意見。(227)【厚】
- 中国から輸入した烏龍茶から残留基準値を超えた農薬が検出されたとして自主回収がされたが、このような基準値を超えるようなものが市場に出回る監視体制に問題があるのでその強化をすべきとの意見。(232)【厚】
- 同じ種類の魚や果物でも、国産と輸入品で風味など品質が異なる。同じ食品でも、産地条件・使用薬剤等で異なる要素があるのであれば、その情報を明示すべきとの意見。(235)【厚・農・消】
- 電磁波調理器を用いた場合の殺菌諸条件のデータが乏しく、家庭においては「あたため＝殺菌できている」と誤解されている場合も考えられることから、「レンジ調理」の公的データを提示して国民が活用できるようにすべきとの意見。(238)【厚】
- 輸入貨物に係る検疫では、すべての貨物に対して検疫が行われず、書類審査のみのものもあることから、検疫体制を強化すべきとの意見。(239)【厚・農】
- 厚労省通達で「牛の肝臓(レバ刺し)の生食を提供・販売することは禁止」されたが、保健所等の査察では食中毒の季節と年末査察しか行われていないため、一年を通して査察を行って事前に食中毒を防ぐべきとの意見。(240)【厚】
- 国内での食糧の安定供給があつての食の安全安心がある。TPPへの参加は

不可避であるが、食糧の安定供給させるため、国は農業生産者人口を増やすことや若者が農業に就業できる基盤を広げていくことを求めるもの。(245)

【農】

- 食べられる食品が廃棄されている現実があるが、こうした廃棄を減らすため、賞味期限ではなく製造年月日に戻すこと、納入期限 1/3 ルールを見直すこと、食品廃棄の届出制等を行うことを求めるもの。(251) **【消】**
- 厚生労働省（保健所）が行っている食品衛生監視業務が、原発事故以降、放射能検査に偏重していると感じる。食品に関して、関係省庁が検査を分散して受け持ち、食品衛生監視業務の向上を図るべきとの指摘。(252) **【厚・農】**
- 菓子類などには虫がつきやすく、食品衛生上問題があるため、販売店での保存・保管体制についてのマニュアル等を作成することを求めるもの。(253) **【厚】**
- 食品管理ではHACCPが有効と考えられるが、牛乳・乳製品でしかみられないので、他の食品に対してもHACCPを利用すべきとの指摘。(254) **【厚】**
- 「烏龍茶のティーパック」から残留基準値を超えた農薬が検出されたとして行政が報道発表したが、販売店では店頭撤去だけでなく商品回収を行っている。相当量を毎日飲んでも問題ない数値にもかかわらず無駄な回収に繋がっているため、「報道発表」の在り方を検討すべきとの意見。(257) **【厚】**